平成２７年（フ）第３９８号
堺市西区浜寺石津町東４丁５番24号　第二永楽荘５号
債務者　佐竹　広美
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４１５号
堺市堺区北三国ヶ丘町８丁５番６号　シャトー田守203号
債務者　後藤　建至
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４２３号
大阪府富田林市高辺台３丁目３番14―104号
債務者　林　　好子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１８４８号
大阪市天王寺区玉造元町２―35―1004、住民票上の住所大阪市福島区吉野２丁目５番17―1202号
債務者　Ｐｉｌｉｌａｎｉ　Ｈｕｌａ　Ｓｔｕｄｉｏこと　髙橋　　郁
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９１５号
大阪府東大阪市小若江２丁目３番20号　メゾンウイング201
債務者　村上　　勝
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０２６号
大阪市中央区高津３丁目２番33号　サンケイハイツ502
債務者　石原　　弓
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０７５号
大阪府高槻市安岡寺町４丁目53番５号
債務者　淺野　泰弘
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２７号
東京都八王子市子安町３丁目22番４号今泉ハイツ301号
債務者　大塚　隆雄
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月22日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２号
北海道紋別市潮見町３丁目５番８号
債務者　田中　建慈
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後１時30分
旭川地方裁判所紋別支部

平成２７年（フ）第１０３号
北海道旭川市忠和４条４丁目３番３号　ラジョワイユース忠和301号
債務者　駒木　育子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８５号
岡山市中区原尾島１丁目16番38号オリーブＢ101
債務者　髙尾　　徹
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１１７号
埼玉県北本市東間８丁目８番地６
破産者　有限会社三崎紙工
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１４３号
千葉県佐倉市西志津８丁目17番11号
破産者　株式会社エス・エム・エス
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２５１号
千葉県富里市中沢1662番地４
破産者　齋藤　益司
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２９３号
東京都日野市万願寺１丁目17番地18、商業登記簿上の本店所在地東京都日野市日野本町４丁目６番地６
破産者　株式会社清水組
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４３２号
東京都新宿区新宿３丁目35番５号
破産者　株式会社アクティブワン
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部